

第6回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年11月25日(火)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時00分

閉会時刻 午後2時57分

第6回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第21号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第20号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第21号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	杉 田 孝 行 君	1 番	柴 崎 行 雄 君
2 番	籠 宮 信 寿 君	3 番	池 田 庄 司 君
4 番	奈 良 晴 夫 君	5 番	原 義 雄 君
6 番	岸 田 一 男 君	8 番	石 井 幸 宏 君
9 番	大 澤 一 樹 君	1 1 番	岡 田 武 君
1 2 番	市 原 功 樹 君	1 3 番	坂 卷 泰 子 君
1 4 番	野 村 俊 岳 君	1 5 番	早 野 公 夫 君
1 6 番	長 谷 川 智 英 君	1 7 番	野 口 和 幸 君

欠席委員 3名

7 番	青 木 豊 君	1 0 番	高 橋 七 海 君
会長代理	宮 城 与 四 郎 君		

推進委員

菖蒲 1 0 石 井 松 江 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副 主 幹	田 口 一 美
主 任	松 田 知 也	兼 係 長	横 山 玲 央
		主 事	

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、青木委員、10番、高橋委員、18番、宮城委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。よろしく願います。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、早速議事に入らせていただきます。着座にて進行させていただきます。

それでは、日程第3に入ります。

議事録署名人の委員を指名させていただきます。私のほうから指名させていただきます。14番、野村委員さん、15番、早野委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に移ります。

事務局長より、お願い申し上げます。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回10月24日の総会より本総会開催前までの経過についてご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、11月13日、先進地視察研修といたしまして、担い手を支える多角的な取組をしている群馬県明和町に、杉田会長はじめ事務局職員を含めた16名で研修をまいりました。研修内容については、御覧のとおりでございます。

次に、11月18日、埼玉県農業会議主催による第3回市町村農業委員会職員研修会が、さいたま市あけぼのビル及びウェブにおいて開催され、田口副主幹が出席いたしました。研修の内容は、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま田中局長より経過報告について説明がございました。

今月の経過につきまして、何かご質問がありましたらお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆さんに周知しておくべき事項がございましたら、ご報告願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第17号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしく願います。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページを御覧ください。申請書番号251310番、譲受人は、原に事務所を置く法人、譲渡人は、原在住の方となっております。土地の表示につきましては、原地内の畑4筆、2,315平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の

移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在果樹を116アール耕作しており、取得後につきましては、梨の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号251311番、譲受人は南4丁目在住の方、譲渡人は本町6丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑1筆、1,131平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を197アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。申請書番号252313番、譲受人、譲渡人、いずれも菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田4筆、畑2筆、合計3,295平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を172アール耕作しており、取得後につきましてはイチゴの作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号253305番、譲受人は小右衛門在住の方、譲渡人は緑1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、栗橋地内の田1筆、521平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を299アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号253306番、譲受人は河原代在住の方、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田1筆、635平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を138アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。申請書番号253307番、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は千葉県千葉市花見川区在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田1筆、823平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、野菜及び果樹を48アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているとのことでございます。

本案件につきましては、令和7年5月総会におきまして、農地法第3条の許可申請、申請書番号253303番で審議を行い、許可を行った案件でございますが、申請者である譲受人が許可日前に亡くなられたため、親族から改めて申請がなされたものでございます。

続きまして、申請書番号254305番、譲受人は上内在住の方、譲渡人は幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、958平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を125アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきましては、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等、許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、早野委員さん、お願いします。

○15番（早野公夫君） 11月19日、石井委員さんと現地調査を行いましたので報告します。

申請書番号251310、現地は、菖蒲工業団地南側約300メートルぐらいの集落の中にあります。申請地は、東側が市道と畑、西側が畑、南側が畑、北側が畑で、草は刈り込まれていました。譲受人は農業法人で、申請書の内容から、管

理、営農に支障がないと思われました。

251311、現地は久喜駅東側約1.5キロの集落の中で、東側が市道、南側が住宅、西側がブロック塀と竹林、北側は市道で整地されていましたが、少し傾斜地でした。

以上、現地の状況から許可相当と思います。以上です。

○9番（大澤一樹君） 9番、大澤でございます。11月19日に青木委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号252313、資料の3番になります。申請地は、国道122号のモラージュ菖蒲の住宅展示場がある交差点から北に400メートルほどの位置となります。農地の状況は作付はされていませんでしたが、除草はされておりました。申請世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適切に耕作するものと思われま。以上1案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○2番（籠宮信寿君） 2番、籠宮でございます。栗橋地区の3条の申請内容3点ほどございますので、順に報告させていただきます。長谷川委員さんと11月20日に現地調査を行いました。

まず最初に、申請書番号253305、総会資料4を御覧いただきたいと思ひます。申請地につきましては、栗橋東中学校が下のほうに地図がありますが、そこから約200メートルほどの集落地内に位置してありまして、国道125号線沿いの農地です。周囲は、東側、西側ともに田んぼ、南側に住宅、北側は水路を挟んで国道125号線でございます。申請地の状況でございますが、雑草が繁茂してありましたが、譲受人の方は農業経験も長く、取得後においても野菜の栽培を計画されているということでございますので、適正に管理されるものと判断いたしました。

次に、申請書番号253306でございます。こちらにつきましては、申請地は栗橋西中学校から南東に100メートルほどに位置する集落地内です。周囲は、東側に市道、南、北側に農地があります。西側は水路敷に面し、申請地は畑として利用されておりました。こちらにつきましても、譲受人は野菜等の栽培を目的とし、作付に必要なトラクターや農機具等を所有されていることから、取得後も良好な管理育成をされることと思われま。

次に、申請書番号253307でございます。こちらにつきましては、先ほど事務局から許可申請の取り直しというふうなことでございます。こちらにつきましては鷺宮から、門樋橋という橋があるのですが、パチンコダイエーのところを過ぎた右側の集落に農地がございます。状況でございますが、こちらについては、申請人が耕作している隣接農地に面している状況でございますが、現状は耕うんをされた状況でございます。

以上3件の申請に関しまして、関係書類や現地調査の結果、許可相当であると判断をいたしました。

以上です。

○16番（長谷川智英君） 続きまして、議席番号16番、長谷川でございます。

7ページの申請書番号254305、資料につきましては資料7を御覧いただきたいと思ひます。申請地は、ロヂャース久喜店から西に500メートル、またアリオ鷺宮店から東に500メートルほどの距離に位置してありまして、ちょうどアリオとロヂャースの間ぐらいになるかと思ひます。農地の状況ですが、田んぼでありまして、水稻耕作後、耕うんしてありま。きれいに整地してありま。また、申請者の世帯は3人で、田畑を耕作してありま。農機具についても、田植機、コンバイン、乾燥機等、耕作するに必要なものを所有してあり、申請後も耕作するものと思ひます。

以上から、申請内容は現地の状況から許可相当かと思われま。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま早野委員さん、大澤委員さん、籠宮委員さん、長谷川委員さんからの調査報告について、ご質問をお受けいたしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。
直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。
それでは、採決に入ります。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第18号

○会長（杉田孝行君） それでは、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について上程します。
事務局の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページを御覧ください。申請書番号251403番、申請者は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の田1筆、103平米でございます。申請の内容につきましては、駐車場の整備による雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、妻と子供2人とともに近隣の戸建て住宅で生活しておりますが、新たに自家用車を購入することとなり、現状の駐車場ではスペースが不足することから、当該申請地へ駐車場を整備することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

早野委員さん、お願いします。

○15番（早野公夫君） 申請書番号251403番、現地はJR久喜駅から北へ約2キロほどに位置します。現地の状況は、西側が農地、北側が水路敷、南側は畑できれいになっていました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいまの早野さんからの調査についてご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。
直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第19号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局、説明を求めます。

田口係長、よろしく申し上げます。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページを御覧ください。申請書番号251515番、譲受人は川越市に本店を置き、生鮮魚介類の加工並びに販売などを行う法人、譲渡人は吉羽3丁目在住の方外2名となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田1筆、815平米でございます。申請の内容につきましては、貸借権設定によります店舗の敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、隣地において小売業（スーパーマーケット）を営んでおります。このたび店舗の拡張をするに当たり、当該土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号251516番、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑3筆、299平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、妻と子供とともに白岡市内の賃貸住宅で生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の義祖父（義理の祖父）の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。申請書番号251517番、譲受人、譲渡人、いずれも北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の田1筆、36平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります宅地への転用で、追認案件でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から譲受人が居住する住宅への進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、譲受人、譲渡人双方の意向により、当初除外の手続を経て、今回の所有権移転に伴う追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253508番、譲受人は高柳在住の方、譲渡人は栗橋東4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、168平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、妻と子供とともに市内の賃貸住宅で生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたことから、自己用住宅を建築することを計画しました。建築地を選定するに当たり、子供の学校環境も良好なことから近隣で土地を探したところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

早野委員さん、お願いします。

○15番（早野公夫君） 251515、久喜駅東口駅前から圏央道方面へ約1キロ行った市街地を出たところ、左側にスーパ

ーマーケットがありますが、そのスーパーマーケット駐車場の囲まれているところです。道路の反対側は農地ですけれども、道路の幅が広いので被害防除についてはないと思われま

続いて、251516、現地は、県道さいたま栗橋線、ロヂャースのところの交差点を久喜駅方面へ500メートルぐらい入った南側の住宅地の入り口左側の住宅地のところにあります。現地は、東側が市道、西側が住宅、南側が道路、北側が駐車場、現地はきれいに整地されていました。

次に、251517、久喜市立江面小学校の南側、現地はJ A南彩久喜江面支店、江面小学校、道路を挟んで、今言ったJ A南彩久喜江面支店と水路を挟んで反対側のところです。現地は、植木、花等が植えられており、追認案件でございます。

以上、許可相当と思います。

- 2番（籠宮信寿君） 2番、籠宮でございます。申請書番号253508、総会資料12ページでございます。よろしくお願いいたします。

佐間地内に自己用住宅を建築する案件でございます。申請地は、栗橋西小学校が一番右手のほうにあるのですが、そこから200メートルほどに位置してございまして、現状は整地されているような状況でございます。東側、北側については宅地がございます。南側、西側は市道に面しており、ちょうど角地に当たるところでございます。住宅建築に際し、雨水浸透ます、また合併浄化槽等設置する計画になっており、また隣接の宅地との境界についても、既存のコンクリートブロックが施されておりました。また、隣接する農地もないということから、申請書内容と現地調査の結果、許可相当であると判断をいたしましたところでございます。

以上です。

- 会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいまの早野委員さん、籠宮委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（杉田孝行君） 全員をもって原案のとおり、可決決定いたします。

◎議案第20号

- 会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程いたします。

事務局、説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いいたします。

- 副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の14ページを御覧ください。今回は、計画変更が1件提出されております。申請書番号694番、土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑2筆、420平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和6年9月に事業目的を自己用住宅建築とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。住宅の建築に当たり、建築工事業者

が変更になったこと、また近年の猛暑の影響などを鑑み、より機密性の高い住宅への設計変更が発生したことから、計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと考えているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第21号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第21号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程いたします。

事務局、説明を求めます。

田口係長、よろしくをお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 議案第21号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてでございますが、説明に入ります前に、前回10月の総会におきまして、岸田委員さんから農用地利用集積等促進計画の案についてご質問いただいた件がありますので、この場をお借りしてご回答したいと思います。

10月24日に開催されました第5回総会におきまして、議案第16号として、久喜市農用地利用集積等促進計画の案について審議をしていただきました。その際、菖蒲21として、菖蒲町下栢間地内の田1筆、4,800平米の農地がございました。そこで岸田委員さんのほうからは、こちらの農地はどの辺にあるのかという質問があったのですが、即答できませんでしたので、この場を借りてご回答したいと思います。場所でございますが、森下コミュニティセンター、旧森下公民館の北側の場所になります。上栢間と下栢間のちょうど境のところには1筆大きなところがありまして、そこが今回議案となりました菖蒲21という、1筆、4,800平米ある農地となっております。

岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） ありがとうございます。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第21号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。議案書の16ページを御覧ください。

初めに、久喜18番、設定を受ける農地は、下清久地内の田4筆、2,499平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜19番、設定を受ける農地は、太田袋地内の田1筆、2,001平米でございまして、太田袋在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、栗橋9番、16ページから17ページを御覧ください。設定を受ける農地は、狐塚地内の田24筆、3万7,997平米でございまして、幸手市在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用3年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第21号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し、異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局、田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の19ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は、2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、21ページから24ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は、10件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26ページから30ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は3件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

最後に、32ページから33ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、7件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容について説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められるものでございまして、今月は2件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれているものが2点ございますが、右肩に数字の1と書かれているものを御覧ください。

申請者は、外野に事業所を置く法人で、現在の作付面積は2,500アール、今後は作付面積を拡大し、3,000アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は、稲作の主穀単一経営でございます。申請者は、久喜市だけでなく他市でも耕作していることから、県で認定することとなり、協議の依頼があったものでございます。申請者は、これまで個人経営の農業者として認定を受けておりましたが、今年9月に法人化し、法人経営体として経営展開を始めたことから、今回の申請に至ったものでございます。経営者は、既に認定農業者の認定を受けている方で、経営も安定しており、法人化による従業員の正社員化、経営規模の拡大などが期待できることから、認定について支障のないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。申請者は、菖蒲町上大崎在住の方で、現在の作付面積は441アール、今後は作付面積を拡大し、550アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型は、稲作、果樹園、施設・露地野菜の主穀複合経営でございます。申請者は、久喜市だけでなく他市でも耕作していることから、県で認定することとなり、協議の依頼があったものでございます。既に認定農業者の認定を受けている方で、今回は再認定となります。申請者は、認定農業者の認定を受けている方で経営も安定しており、今後は農地中間管理機構を利用した農地の集約化や区画の大型化などを行い、作業の効率化などを期待されることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。何かご質問がありましたらお受けいたします。

岸田委員さん、お願いします。

○6番（岸田一男君） 様式の間係を教えてもらいたいのですが、毎回ちょっと疑問に思っているのがあるのです。実は機械の取得計画とあるのです。取得計画ということは、これから買っていきますよということなのですけれども、こんなに買っていくのかなと、毎回毎回ちょっと全体的に疑問に思っているのですけれども、できれば既存があるということと分けてもらえればありがたいのですけれども。これって農業委員会の様式ではないから、相手方に言わないとやってくれないと思うのです。だから、毎回取得計画、取得計画、こんなに金があるのかなと思って、毎回びっくりしているのですけれども。だから、できればもう取得済みとか分けてもらって、はっきり分かるようにしてもらいたいです。これ様式は、市、それから農林事務所、県、国となっているから、果たして直せるかどうか分からないのですけれども、その辺はちょっと改良をお願いできれば、判断のつけようがあるのですけれども、よろしく願いいたします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 今のご意見につきまして、農業振興課のほうにも伝えておきます。今回の岸田委員さんからご質問いただきましたが、私も同じ疑問を持っておりまして、今回春日部農林振興センターのほうで受けた案件ということで確認したところ、2件ともこちらに書かれている内容は、今後5年間のうちに新たに購入するもの、もしくは現在持っているもので更新するものが書かれている、そういった内容ということでございました。今のご意見につきましては、農業振興課に伝えておきます。ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された2件の農業経営改善計画につきまして、今後農業経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと存じます。支障なしの意見をつけることについて賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって支障なしの意見として決定したいと存じます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題です。

カメムシ対策ということで、特にこちらについては収穫後の速やかな耕うんということで、ひこばえ等がある場合、再生稲についてカメムシの巣となる場合が多々あるということがございますので、早めの耕うんをお願いをしたいということがございます。

また、畦畔の除草ということで、畦畔に草が生えていますと、そこに住みついてしてしまうということでもありますので、これらの対策も早期にひとつお願いをしたいということがございます。また、今年はドローン等によって徹底した共同防除等によって、かなり抑えられたということをお聞きしてございます。

それでは、野口委員さんと原委員さんに、一言ずつお願いをしたいと思います。

○17番（野口和幸君） 現在の作業といいますか、農作業状況でよろしいのですね。私、江面の久喜インターのちょうど北側の辺りで米、それからその近辺で野菜を作っております。野菜については、米は少々ですけれども、米は全部コシヒカリ、野菜はネギとかハクサイ、それから一般野菜は全てずっと手がけてきたのですけれども、最近はそのばかりではなくて、ジネンジョ、それから丸系のヤツガシラに力を入れています。これなかなか難しく、ジネンジョは3年目なのですけれども、なかなか真つすぐ伸びていなくて、途中から下に直接潜ってしまうというか、そういう状況で今試行錯誤していて、どうしたら真つすぐなものができるのかと思って、作物作っている状況なのですけれども、できたら、どなたかそういうノウハウがありましたら教えていただきたいというふうに思っております。丸系のヤツガシラはもう大分長くやっているのですけれども、これが中心なのですけれども、今南彩農協で種をいただきまして、南彩農協で何人ぐらいやっているのですかね、五、六人やっているのでしょうか、もっとやっているのでしょうか。これについては自信持って皆さんにお勧めしたいというふうに思っています。1キロ前後ぐらいが平均的なところなのですけれども、中には1.5キロとか、そんな大きくなるものですから、なかなか大きいもので売行きが悪いのですね。ですから、今日皆さんによく知っていただきたく、私のほうからこのお話をさせていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

続きまして、原さん、お願いできますか。

○5番（原 義雄君） 原と申します。よろしく申し上げます。菖蒲の小林で、水稻、お米とイチゴです。連棟ハウスで約400坪ぐらい作っております。ちょうど秋の今の時期は、稲刈りはやっと終わったのですけれども、イチゴの植え込みとか、ビニールハウスのビニールの張り替えとか、ちょっと忙しくて紅葉を楽しんでいる時間もなくて終わってしまったのですけれども、これから春に向けてイチゴの収穫も始まりますので、日々作業に追われているといった状況です。そんな感じです。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員さん、原委員さんに発表していただいたのですけれども、野口委員さんはジネンジョと丸系ヤツガシラを、直売ではないのですけれども、出荷しているのですけれども、立派なものです。特に丸系というのはJ Aみ

ずほでも、大分助けられているということでございます。

原さんについては、特にイチゴの400坪というのは、地域でもかなりの面積を作っている方で、これから11月下旬からクリスマスに向けて出荷されるということで、期待をしているということでございます。

◎閉会の宣告 午後 2時57分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日の総会に付議された議論は全て終了したわけでございます。

委員の皆様には、慎重な審議を誠にありがとうございます。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年11月25日

久喜市農業委員会会長 杉 田 孝 行

署 名 委 員 野 村 俊 岳

署 名 委 員 早 野 公 夫